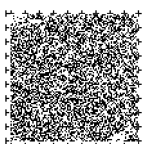


第3章

計画の基本的な 考え方



一人ひとりがつながり ともに創る安心な地域 豊岡 ～いのちへの共感に満ちた共生のまちづくりに向けて～

2017年3月に策定した「豊岡市地域福祉計画」では、「一人ひとりがつながり ともに創る安心な地域 豊岡」を基本理念とし、豊岡市の行政計画と豊岡市社会福祉協議会の行動計画である地域福祉推進計画を一体的に策定することで、市と市社協が両輪となり、地域福祉を推進してきました。

いのちへの共感に満ちたまちづくりを底流に据え、地域の中で人と人とのつながりを深め、住民、関係団体、事業所等とも役割分担しながら、安心して暮らせる地域の実現をめざしてきました。

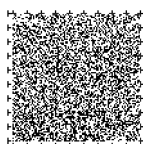
昨今においては、人口減少、少子高齢化、社会構造等の変化により、地域・職場といった生活のさまざまな場において、人と人とのつながりが希薄になり、支え合いの基盤が弱まりつつあります。

いわゆる、8050問題、ダブルケア世帯、ひきこもりなどの複合的な課題を抱えているケースが多くなっていますが、「制度のはざま」により現在の公的制度やサービスでは十分な対応ができていません。

さらに、新型コロナウイルス感染症の流行は、私たちが、人と人とのつながりの意味を深く考える機会になっています。

このような状況を踏まえ、地域と市・市社協・関係機関が地域課題を共有し、これまで以上に、主体的及び協働的に取り組み、地域福祉を推進する必要があります。

このようなことから、これまで掲げてきた基本理念「一人ひとりがつながり ともに創る安心な地域 豊岡」を継承・発展し、人々が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、支え手・受け手という関係を超えて地域住民等が支え合うことにより、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくという地域共生社会の実現に向けて取り組んでいきます。



2 基本目標

2016年に策定した前計画の2つの基本目標である「住民の主体的な地域づくり」、「総合的な相談・支援体制づくり」のもと、住民に身近な圏域での地域力を強化し、多機関が協働し、課題解決ができる相談支援体制の構築を進めてきました。

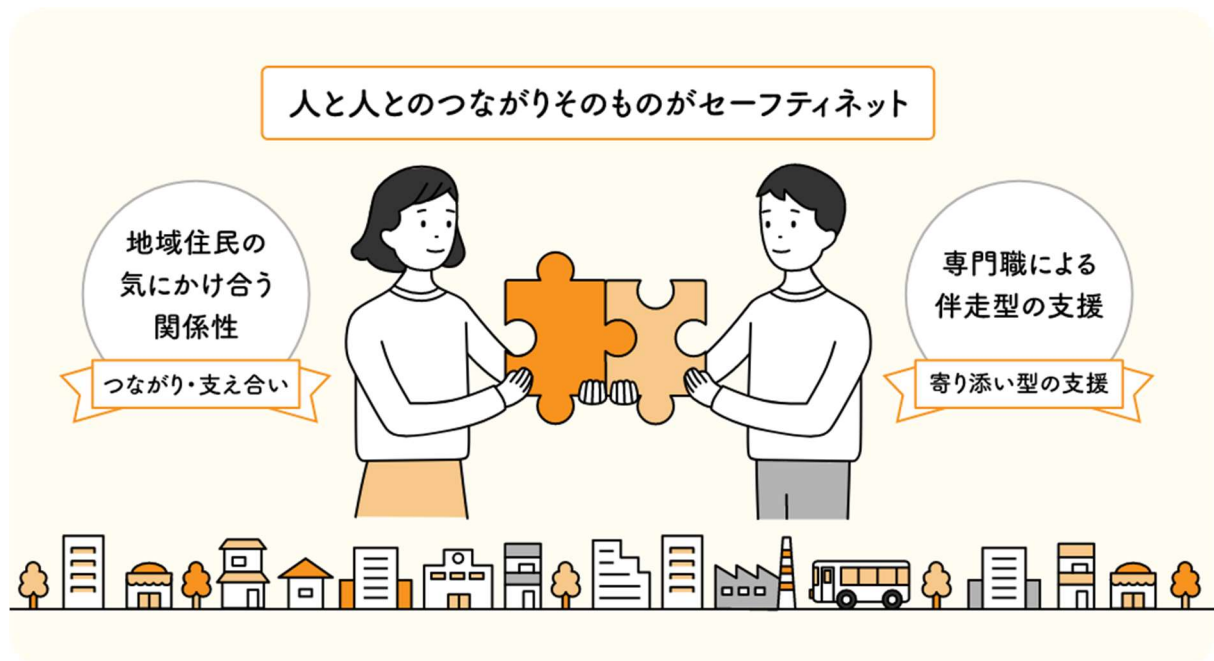
改正社会福祉法(2021年4月)では、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備が位置づけられており、前計画の基本目標の考え方を踏襲することで包括的支援体制の充実・強化を進めていきます。

基本目標 1:住民の主体的な地域づくり

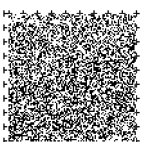
住民が主体となり、地域課題を把握し、地域の実情に応じて課題解決を進めることができる地域づくりを進めていきます。

基本目標 2:総合的・包括的な相談支援体制づくり

地域の複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、相談支援機関の連携により、多機関協働を進め、総合的・包括的な相談支援体制の構築を進めていきます。



(出典：厚生労働省)



3 施策の体系

基本目標① 住民の主体的な地域づくり



基本目標② 総合的・包括的な相談支援体制づくり



※ 前計画を整理し、包括的な支援体制の強化に向けて新たに項目だてしたものを【新規】と掲載しています。ただし、前計画の施策を細分化した項目は除きます。

